

第15回茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会

2019年 3月23日

今後の海岸保全事業の進め方

神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾部



1. 養浜事業の成果について

養浜事業は、砂浜の復元、海岸保全という目的を確実に果たしつつあり、養浜による生物への影響もみられない。また、防護だけでなく環境、利用にも良い効果を発揮しています。しかし、海岸中央部における2019年1月時点の浜幅は約35m（自転車道法肩から約45m）であり、計画浜幅 $B=40$ mを達成していません。

高波浪による砂浜の地形変化を考慮し、確実に防護機能を確保するため、また目標海浜像を目指すためには、養浜を継続して計画汀線まで砂浜の拡幅を図る必要があります。

この場合、養浜材の調達先として、従来の相模ダムの堆砂に加えて、宮ヶ瀬ダムの堆砂や茅ヶ崎漁港西側の堆砂域の砂を活用します。茅ヶ崎漁港西側の堆砂の活用は、養浜材の流出時に発生する海域の濁りの低減が期待できるだけでなく、茅ヶ崎漁港へ流入する飛砂量を直接的に少なくすることができ、港内堆砂の軽減も期待できます。

養浜前（2005年12月）



砂浜の復元（2019年3月10日）



2. 2017年台風21号による被害への対応

台風21号により著しい被害を受けた菱沼海岸については、大型土嚢と養浜（昨年度3,257m³、今年度3,682m³）による対応を行いました。



3. 養浜事業の継続

平成30年度（2019年1月～3月）も海岸保全を図るため継続的に養浜を実施しています。
 中海岸地区 30,000m³（茅ヶ崎漁港西側 15,000 m³を活用）

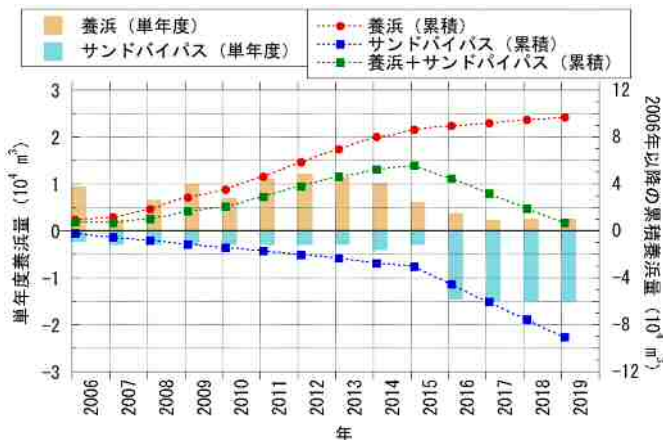


図3.1 養浜実績



2019年3月



2019年1月



2019年1月

3. 養浜事業の継続

【中海岸の養浜事業計画】

養浜事業は、現時点で防護、環境、利用の目的を果たしていますが、①高波浪により一時的に深みが形成されることから確実に防護機能を確保する必要があること。②目標海浜像を目指すことを目的に、**計画浜幅を達成できる見込みの平成31年度（2020年3月）～平成34年度（2023年3月）を目途に、養浜事業（3万m³/yr）を継続し、砂浜の拡幅を図ることを基本としますが、以下の状況が今後も安定的に確認され、防護機能を確保していると判断された場合は早期に維持養浜に切り替えることも検討します。**

- ①2015年以降、浜幅 $B=30\text{m}$ 以上を維持し、現状では防護機能を満足している（ただし、高波浪後の急深な地形になった場合は防護水準を満足しない可能性がある）。
- ②養浜開始以降、3回の台風来襲に伴う高波浪により急深な地形に変化した。しかし、3回とも高波浪後（12～17ヶ月後）に回復することが確認された。

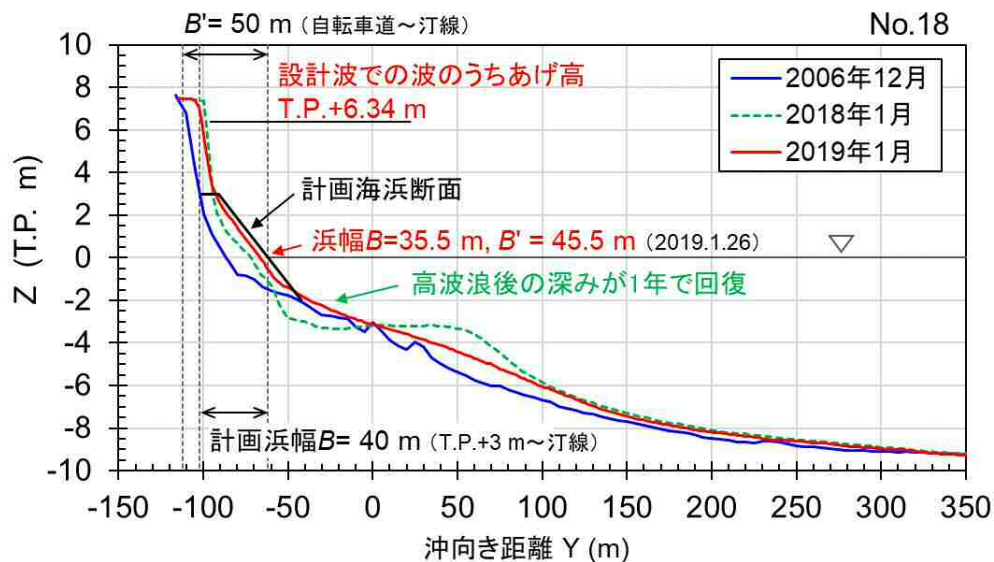


図3.1 浜幅検証断面 (No.18) の縦断形変化と計画浜幅

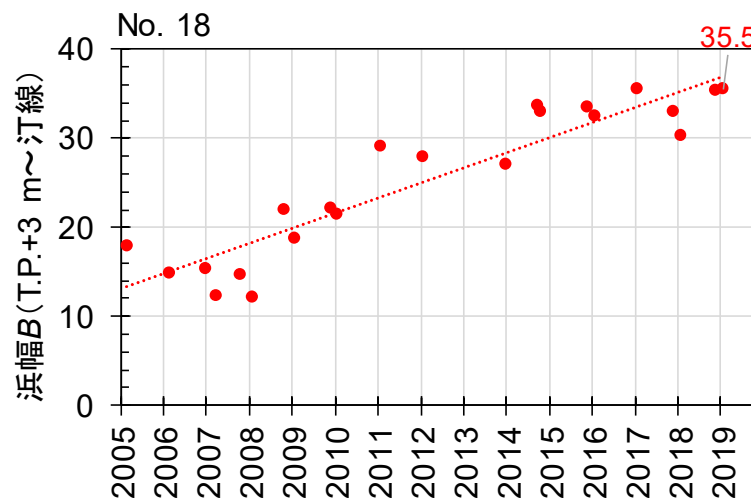


図3.2 浜幅検証断面 (No.18) の浜幅 B の変化

3. 養浜事業の継続

【中海岸の養浜事業計画】

①浜幅の安定性（維持）と防護機能，②高波浪時の海浜安定性（回復）についてモニタリングを継続し，**維持養浜への切り替えについて、まずは、平成31年度の養浜後に検討します。**

なお，維持養浜に切り替えた場合でも計画浜幅40m（ $B'=50m$ ）の目標は変更しません。漁港西側の堆砂を活用した**維持養浜により時間をかけて計画浜幅を達成していきます（PDCA）。**

さらに，漁港西側から堆砂の活用は，上手側の相模川河口，柳島消波堤前面の海岸が侵食傾向にあるので，十分注意して進めます。

